

令和2年4月27日

建設工事等の受注者様

高知市上下水道局

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事等の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月28日付け通知）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月12日付け通知）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に向けた建設工事等の今後の対応について」（令和2年3月23日付け通知）により、高知県の運用方針が変更となったため、上下水道局においても同様に運用方針を変更してきたところです。

今回、新たに令和2年4月7日、内閣総理大臣により新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされましたことを踏まえ、高知県の運用方針が変更になったため、上下水道局においても既に発注している建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）の対応について、別添のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

(問い合わせ先)  
総務課技術監理室  
TEL 088-821-9206